

# リスクアセスメント対象物健康診断のしくみが始まります

労働安全衛生規則の改正により、令和6年4月1日から次のことが事業者<sup>※1</sup>に義務づけられます。

- リスクアセスメント対象物<sup>※1</sup>を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、**リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき**は、医師又は歯科医師（以下「医師等」）が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じること

（労働安全衛生規則第577条の2第3項。以下この健診のことを「第3項健診」）

※1 労働安全衛生法に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質

- 国の濃度基準値<sup>※2</sup>が設定されているリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が、**濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるとき**は、速やかに、医師等が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じること

（労働安全衛生規則第577条の2第4項。以下この健診のことを「第4項健診」）

※2 労働安全衛生規則第577条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める濃度の基準

## ◆ 令和6年4月からの化学物質に関する健康診断 ◆

（R6年3月まで）

（R6年4月から）

### ① 特別規則等の対象物質

（有機溶剤、特化物、鉛、四アルキル鉛、石棉等）

- ✓ 常時作業に従事する労働者に一律に健康診断（特殊健康診断等）

#### 【頻度】

（原則）6月以内に1回

#### 【検査項目】

各規則で定められた項目

変更なし

### ① 特別規則等の対象物質

（有機溶剤、特化物、鉛、四アルキル鉛、石棉等）

- ✓ 常時作業に従事する労働者に一律に健康診断（特殊健康診断等）

#### 【頻度】

（原則）6月以内に1回

#### 【検査項目】

各規則で定められた項目

### ② リスクアセスメント対象物（①以外）

- ✓ 化学物質を製造し、又は取り扱うことによって特別に事業者<sup>※1</sup>に実施が義務づけられる健康診断はなし。

### ② リスクアセスメント対象物（①以外）

新たな制度

- ✓ **ばく露による健康障害リスクが許容される範囲を超えると判断される労働者**を対象

#### 【頻度】

医師等の意見もふまえ事業者が判断

#### 【検査項目】

医師等が判断

<濃度基準値が設定されている物質>

- ✓ **濃度基準値を超えてばく露したおそれがある労働者**を対象

【頻度】速やかに1度

【検査項目】医師等が判断

※ リスクアセスメント対象物のうち、特別規則に基づく特殊健康診断及び安衛則第48条に基づく歯科健康診断の実施が義務づけられている物質については、リスクアセスメント対象物健康診断を重複して実施する必要はありません。

※ 令和6年4月現在、歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は、クロルスルホン酸、三臭化ほう素、5，5-ジフェニル-2，4-イミダゾリジンジオン、臭化水素及び発煙硫酸の5物質が対象です。

- 化学物質による健康障害を防止するためには、工学的対策、管理的対策、保護具の使用等により、ばく露そのものをなくす又は低減する措置を講じなければなりません。
- これらのばく露防止対策が適切に実施され、労働者の健康障害発生リスクが許容される範囲を超えないと事業者が判断すれば、基本的にはリスクアセスメント対象物健康診断を実施する必要はありません。
- これらのばく露防止対策を十分に行わず、リスクアセスメント対象物健康診断で労働者のばく露防止対策を補うという考え方は適切とは言えません。

- 事業者は、リスクアセスメントを実施したら、ばく露による健康障害発生リスクを評価し、リスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否を判断しましょう。
- 過去にリスクアセスメントを実施して以降、リスクアセスメントを実施していない場合は、過去に実施したリスクアセスメントの結果に基づき、実施の要否を判断する必要がありますので、労働安全衛生規則第 577条の2 第 11 項に基づく記録の作成（リスクアセスメントの結果に基づき講じたリスク低減措置や労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況等について、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録を作成することが事業者には義務づけられています。）の時期に、労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況、工学的措置や保護具使用が適正になされているかを確認し、第3項健診の実施の要否を判断することが望ましいです。
- 過去に一度もリスクアセスメントを実施したことがない場合は、令和6年度内にリスクアセスメントを実施し、健診の実施の要否を判断することが望ましいです。
- 健診の実施の要否を判断したときは、その判断根拠について記録を作成し、保存しておくことが望ましいです。

- 事業者は、リスクアセスメント健康診断を実施する必要があると判断された場合は、検査項目の設定を産業医や健診機関の医師等に依頼してください。
- 健康診断を継続するか否か（継続する場合はその頻度・期間）については、事業者が産業医、健診機関の医師等の意見も踏まえ、検討することが望ましいです。

厚生労働省では、事業者、労働者、産業医、健康診断実施機関及び健康診断の実施に関わる医師等の方々に向けて、「**リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン**」を策定・公表していますので、ご参照ください。

また、よくあるご質問を「リスクアセスメント対象物健康診断に関するQ&A」にまとめて厚生労働省HPに掲載していますので、併せてご参照ください。

<ガイドライン>

<Q&A>

